

## I 子どもアシストセンター年表

- 平成18年 5月 「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」答申  
「最終答申書」において、権利侵害からの救済について、第三者性を有したいわゆる「子どものオンブズパーソン制度」の必要性が示される。
- 7月 条例素案に対するパブリックコメントを実施  
検討委員会の最終答申書を踏まえて策定した条例素案に対して、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施。大人、子どもを合わせて、3,504人の市民から意見が寄せられる。
- 平成19年 2月 「札幌市子どもの権利に関する条例案」を議会へ提案  
パブリックコメントに寄せられた意見などを踏まえて、条例案を作成。市議会に提案したが、審議の結果、賛成少数により否決となる。
- 8月 札幌市子どもの権利条例検討会議設置  
救済制度を含め、条例全体について審議するため、検討会議を設置。平成20年2月1日に、より良い条例にするための当初条例案に対する修正の考え方と、新たな救済機関設置に関する基本的な枠組みについて、答申をいただく。
- 平成20年 2月 条例素案に対する2回目のパブリックコメントを実施  
当初の条例案に対する修正の方向性と、救済制度について条例に盛り込む項目案に対して、2月28日から3月28日までの間、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施。大人、子どもを合わせて、383人の市民から意見が寄せられる。
- 5月 「札幌市子どもの権利に関する条例案」を議会へ提案  
平成20年5月22日招集の第2回定例市議会に再度条例案を提案。審議の結果、さらに慎重な議論が必要であるとして、継続審議となる。
- 11月 条例案を平成20年9月22日招集の第3回定例市議会で審議  
名称を「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」と修正のうえ、可決（11月7日本会議）。
- 平成21年 4月 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」施行口  
札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）開設  
札幌市子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」基本姿勢及び相談、救済の申し立てにかかる基本的対応を決定した。
- 平成22年 2月 あしすと子ども出前講座開始  
子どもにとって親しみやすく安心して相談できる機関であることを直接PRするため、ペープサート（紙の人形劇）等を使った出前講座を開始。平成21年度に3回の試行実施を経て翌年度から本格実施した。
- 平成24年 6月 救済委員の自己発意による調査実施  
子どもが無戸籍である場合に想定される行政サービス上の手続、不利益等について調査を行った。また、10月には市立学校における体罰等の不適切な指導について複数の相談があったことを受け、実態について調査を行った。
- 平成25年 10月 マスコットキャラクターの名称決定  
アシストセンターのマスコットキャラクターの名称を募集したところ、全市から153件の応募があった。予備審査を通過した10作品について、子ども向けイベントである友遊Kid'sランドで最終審査をした結果、「ハッピー」に決定した。
- 平成26年 2月 アシストセンターPR用DVDを作成  
子どもの権利の侵害からの救済、予防を目的として、子どもを取り巻く様々な問題の中から「いじめ」をテーマとして取り上げた啓発用のDVDを作成し、市立小・中学校等に配布した。また、札幌市公式ホームページでYouTubeの動画を公開した。
- 平成30年 9月 ソーシャルネットワークサービス（SNS）「LINE」相談の試行実施  
新たな相談手段として、子どもたちに浸透している無料通信アプリ「LINE」の導入を検討するための試行実施を行った。

